

低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の見直しについて（お知らせ）

いわゆるダンピング受注の一層の防止を図るため、以下の改正内容のとおり低入札価格調査制度及び最低制限価格制度における対象金額の引き下げ及び低入札価格調査制度の数値的判断基準(失格基準)の引き上げの改正を行います。

なお、詳細な改正内容につきましては、「青森市企業局低入札価格調査制度要綱及び「青森市企業局最低制限価格制度要綱」(令和4年4月1日に青森市水道事業ホームページに掲載予定)にてご確認ください。

○改正内容

《低入札価格調査制度》

項目	現行	改正後
対象	設計金額が 3,000万円 以上の建設工事	設計金額が 1,500万円 以上の建設工事
数値的判断基準 (失格基準)	(1) 直接工事費の 86% の額以上 (2) 共通仮設費の80%の額以上 (3) 現場管理費の80%の額以上 (4) 一般管理費の43%の額以上 ※ それぞれ算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。	(1) 直接工事費の 90% の額以上 (2) 共通仮設費の80%の額以上 (3) 現場管理費の80%の額以上 (4) 一般管理費の43%の額以上 ※ それぞれ算出した額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。

《最低制限価格制度》

項目	現行	改正後
対象	設計金額が 3,000万円 未満の建設工事	設計金額が 1,500万円 未満の建設工事

○実施時期

令和4年4月1日以降に公告又は指名競争入札通知を行う入札から適用します。